



釧路市障がい福祉計画



釧路市障がい児福祉計画

■ 2024年度～2026年度 ■

2024年3月
釧 路 市

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	3
[1] 計画策定の趣旨	3
[2] 計画の位置付け	3
[3] 計画の期間	5
[4] 法改正の動向	6
2 計画策定の方法と推進体制	8
[1] 計画策定の方法	8
[2] 計画の推進体制	10
3 障がいのある人を取り巻く状況	11
[1] 人口の推移	11
[2] 障がいのある人の状況	12
[3] 就業状況	17
[4] 障害福祉サービス等の推移	18
4 本市の将来像	19
5 基本的な視点	20
6 重点的な取り組み	23
[1] 地域生活支援体制の充実	23
[2] 相談支援体制の充実	23
[3] 就労支援の充実	23
[4] 権利擁護の推進	24
[5] 障がい児支援の充実	24

第2章 総合支援法に基づくサービス

1 サービスの概要	27
[1] 障害福祉サービス及び相談支援	28
[2] 地域生活支援事業	37
2 第6期計画の進捗状況と課題	40
[1] 障害福祉サービス及び相談支援	40
[2] 地域生活支援事業	44
3 サービス提供体制の確保に係る目標(成果目標)	48
[1] 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
[2] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
[3] 地域生活支援の充実	49
[4] 福祉施設から一般就労への移行等	50

[5] 相談支援体制の充実・強化等	51
[6] 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	52
[7] 福祉的就労の工賃水準の向上	52
4 サービス量の見込み(活動指標)	53
[1] 障害福祉サービス及び相談支援	53
[2] 地域生活支援事業	56

第3章 児童福祉法に基づくサービス

1 サービスの概要	61
[1] 障害児通所支援	61
[2] 障害児相談支援	62
[3] 障害児入所支援	62
2 第2期計画の進捗状況と課題	63
3 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標(成果目標)	64
[1] 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包括 (インクルージョン)を推進する体制の構築	64
[2] 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保	65
[3] 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	65
4 障害児通所支援の見込み(活動指標)	66
[1] 障害児通所支援・障害児相談支援	66
[2] 見込量を確保するための方策	66

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景

[1] 計画策定の趣旨

釧路市（以下「本市」という。）では、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2018年3月に「第4次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）（2018年度～2027年度）」（以下「は～とふるプラン」という。）を策定いたしました。

また、2022年には障害者総合支援法等が改正され、障がいのある人が希望する地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもの多様化するニーズに対応するための支援の拡充等が求められています。

「釧路市障がい福祉計画と釧路市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「は～とふるプラン」の施策体系である障害福祉サービス及び障害児通所支援分野の実施計画であり、障がいのある人を取り巻く社会情勢や法改正に示される新たな方向性に対応するため、これまでの第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下「第6期計画等」という。）の実績と課題を踏まえ、障がいのある人に関する施策の一層の充実を図ることを目的に策定するものです。

[2] 計画の位置付け

(1) 法的根拠

■釧路市障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画です。障害福祉サービス等について、必要なサービス見込量とその確保の方策に関して定めるものです。事業量を具体的に見込むことで、サービスの提供体制を整備していくことを目的としています。

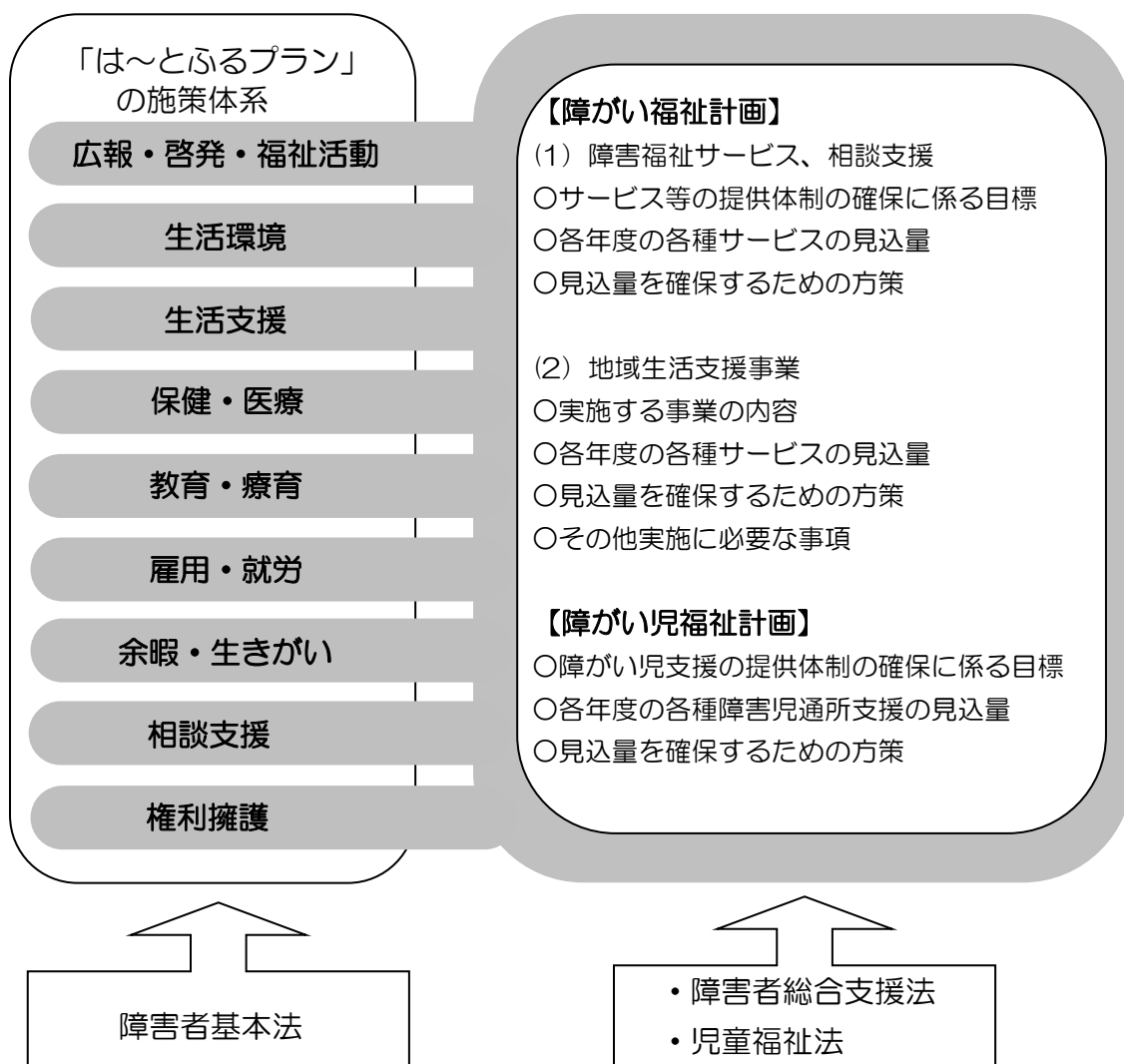
■釧路市障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画です。障がい福祉計画と同じく、障害児通所支援等について、必要なサービス見込量とその確保の方策に関して定めるものです。

(2) 本市の各計画との関係

- 「釧路市まちづくり基本構想（２０１８年度～２０２７年度）」、「釧路市地域福祉計画（２０１８年度～２０２７年度）」と「は～とふるプラン」は、本計画の上位計画であることから、その内容と整合性を図ります。
- 「いきいき健やか安心プラン」（２０２４年度～２０２６年度）及び「釧路市子ども・子育て支援事業計画」（２０２０年度～２０２４年度）とも連携を図ります。
- 本計画は、「は～とふるプラン」の施策の実施計画として第６期計画等の課題を踏まえながら策定を行います。

「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



[3] 計画の期間

本計画は、3年ごとに作成することを基本としており、本市の計画期間は、2024（令和6）年度～2026（令和8）年度の3年間とします。

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31・ R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
総合計画 平成20年度～平成29年度					まちづくり基本構想 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
第2期地域福祉計画 平成25年度～平成29年度					第3期地域福祉計画 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
第3次 障がい者福祉計画 （は～とふるプラン） 2013年度～2022年度					第4次障がい者福祉計画（は～とふるプラン） 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
障がい福祉計画														
第3期 平成24～26年度					第5期 2018(平成30)年度～ 2020(令和2)年度					第6期 2021(令和3)年度～ 2023(令和5)年度				
第4期 平成27～29年度										第7期 2024(令和6)年度～ 2026(令和8)年度				
障がい児福祉計画					第1期 2018(平成30)年度～ 2020(令和2)年度					第2期 2021(令和3)年度～ 2023(令和5)年度				
										第3期 2024(令和6)年度～ 2026(令和8)年度				

[4] 法改正の動向

- 令和3年9月に、医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指す「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。
- 令和4年5月に、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。
- 令和4年6月に、障がい種別にかかわらず支援できるよう、児童発達支援の類型を一元化する等の子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化するため、「児童福祉法」が改正されました。
- 令和4年12月に「障害者総合支援法」が改正され、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援等の措置が令和6年4月（一部、令和5年4月）より順次、施行されます。
- 令和5年10月に、難病患者等に対する医療の充実及び療養生活支援を強化するため「難病の患者に対する医療等に関する法律」が改正されました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容に、一人暮らし等を希望する者への支援等を含める。
- ② 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 市町村等による精神保健に関する相談支援の対象に精神保健に課題を抱える者を含め、適切な支援を包括的に確保する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設し、ハローワークはアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者を実雇用率に算定する。
- ③ 障害者雇用調整金等の支給方法の見直しと職場定着等の取組に対する企業への助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とするほか、入院期間を定め、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、必要な情報提供を行う等の「入院者訪問支援事業」を創設する。
- ③ 虐待防止推進のため精神科病院で研修等を行うとともに、都道府県等に虐待を通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期を重症化した診断日とする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用等を図るため「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援者の連携推進等、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 都道府県知事が行う事業者指定の際に、市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

2 計画策定の方法と推進体制

[1] 計画策定の方法

(1) 当事者（本人・家族）及び事業所の意向の反映

■関係団体等の意見聴取の実施

本計画を策定するにあたり、障がいのある人や介護者等の日頃の課題やニーズを把握し、当事者（本人・家族）の視点・意向を反映させていくことを目的として、関係団体等からの意見聴取を実施しました。

【関係団体等からの主な意見の内容】

意見聴取期間：令和5年4月～9月

- ・親亡き後等の生活を支えるグループホーム等の居住の場の確保
- ・利用したい時に利用できる短期入所の充実
- ・精神障がいや難病のある人が安心して暮らせる医療体制の確保
- ・身体障がいのある人が暮らしやすい環境の整備
- ・福祉避難所や食料等の備蓄状況の周知 他

※関係団体：障がい種別ごとの各障がい者団体

■障害福祉サービス事業所等アンケートの実施

障害福祉サービス等の現状と課題、今後3年間（2024年度～2026年度）の事業所等の新規参入予定等を把握し、基礎データとして活用を図ることを目的として、障害福祉サービス事業所等にアンケートを実施しました。

【障害福祉サービス事業所等アンケート調査の概要】

項目	内容
対象	市内障害福祉サービス事業所等
実施期間	令和5年1月～4月
調査項目	(1)現在のサービス提供状況と一般就労者数 (2)利用者のニーズと今後検討したいサービス (3)必要とされているサービス (4)福祉的就労における工賃 (5)障がい福祉施策等についての自由意見

【障害福祉サービス事業所等アンケート調査結果】

主な結果は次のとおりです。

○利用者の「ニーズが増えている」と回答が多かったサービスは、共同生活援助、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスとなっています。

○ニーズに対応するための対策と今後の動向において、「従事者の増が必要」と回答が多かったサービスは、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型で、「新規開設が必要」として回答があったのは、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスとなっています。

○全般的なサービスにおいて、新規参入等を進めるためには、「職員の確保が困難」との回答が多くなっています。

(2) 各協議会との協議の実施

○日頃から障がいのある人の相談に応じ、ニーズを的確に把握している障害福祉サービス等の事業者が多く参加する、釧路市障がい者自立支援協議会（以下「障がい者自立支援協議会」という。）において、本計画内容等のご意見を伺いました。

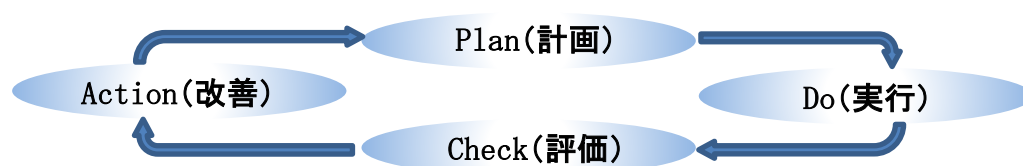
○障がい者関係団体や保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者、当事者等で構成される釧路市障害者施策推進協議会（以下「障害者施策推進協議会」という。）において、本計画内容等のご意見を伺いました。

[2] 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

○障がい者自立支援協議会において、地域の課題や困難ケースについての検討と合わせて、毎年度本計画の進捗状況の確認と検証（P D C Aサイクル）を行っています。

○本計画の推進にあたっては、毎年度障害者施策推進協議会において、進捗状況の確認と検証（P D C Aサイクル）についての報告を行い、当協議会の意見を踏まえ、事業を実施していきます。



(2) 市役所庁内体制の強化

○市役所庁内においては、こども育成課や健康推進課等の関係各課と緊密な連携に努めます。

(3) 関係機関との連携

○障がい者自立支援協議会において、本人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政のそれぞれの役割を認識し、保健・医療・福祉・教育・雇用などの分野とも相互に連携しながら、障がいのある人の支援に努めます。

○より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

(4) 市民理解の促進

○市の広報紙、ホームページ、SNSなどの多様な媒体や機会等を通じ、障がいに関する差別解消の周知啓発など、障がいや障がいのある人への理解を深める取組をより一層推進して参ります。

(5) 財源の確保

○計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、国や道に対して、制度改善や財政的措置を講じるよう要請していきます。

3 障がいのある人を取り巻く状況

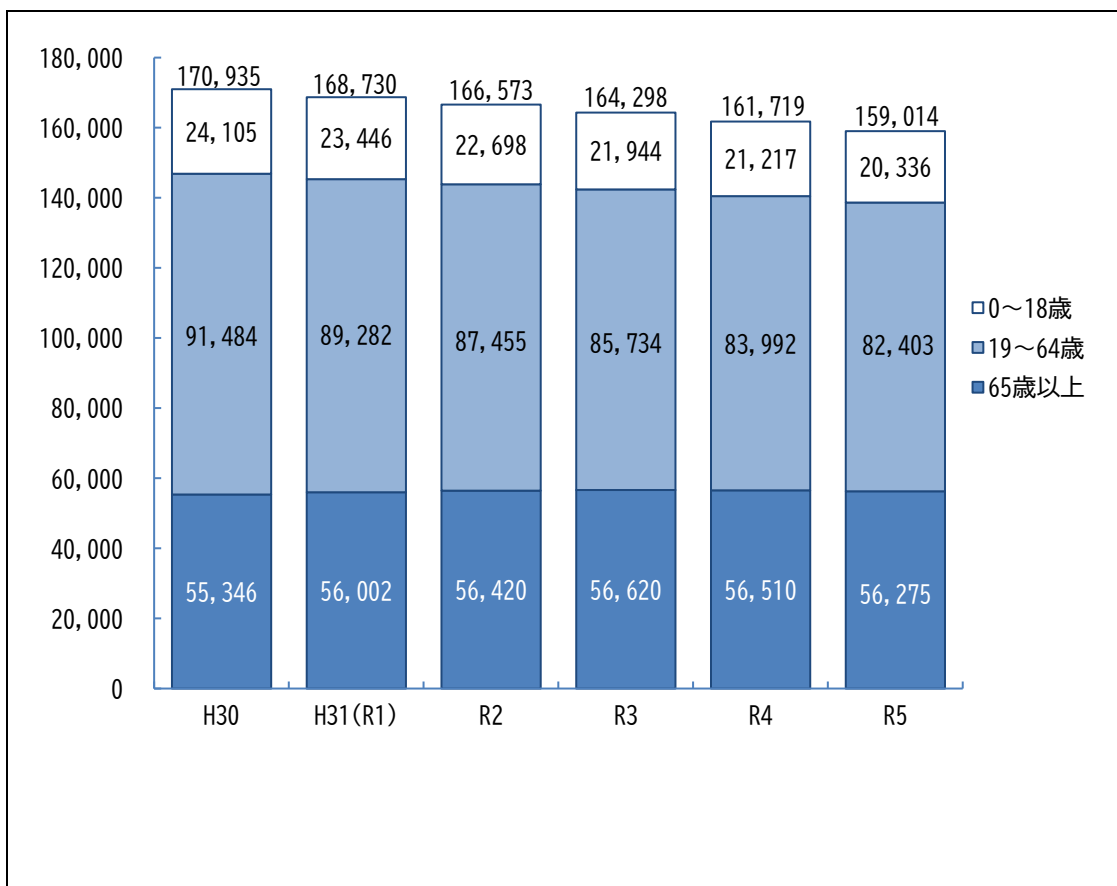
[1] 人口の推移

○人口は年々減少し、少子高齢化が進行しています。

○令和5年4月現在、65歳以上の割合が35.4%となっています。

表 1 人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）



資料：住民基本台帳

[2] 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

令和5年4月現在、本市における人口の11.0%が、障害者手帳を所持しています。

表 2 障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）



※障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付される。

(2) 身体障がいのある人の状況

○令和5年4月1日現在、身体障害者手帳を持っている人は12,683名です。

○平成30年と比較すると、部位別では内部障がいがわずかに増加しており、肢体不自由・体幹障がい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいは減少しています。

○全体の過半数を占めているのが、肢体不自由・体幹障がいです。次に、内部障がいが多くなっています。

表 3-1 身体障害者手帳の所持者(各年4月1日現在)

(単位：人)

		H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	H30→R5 増減率
等級別	1 級	3,984	3,915	3,906	3,888	3,939	3,813	△4.3%
	2 級	2,004	1,954	1,918	1,899	1,864	1,803	△10.0%
	3 級	2,135	2,095	2,071	2,043	1,980	1,969	△7.8%
	4 級	3,340	3,299	3,299	3,287	3,226	3,158	△5.4%
	5 級	1,056	1,043	1,036	1,033	1,021	1,003	△5.0%
	6 級	998	992	973	960	934	937	△6.1%
部位別	視覚障がい	769	759	756	749	731	725	△5.7%
	聴覚・平衡機能障がい	1,205	1,179	1,176	1,170	1,161	1,157	△4.0%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	153	155	152	151	148	150	△2.0%
	肢体不自由・体幹障がい	7,781	7,592	7,450	7,352	7,218	7,024	△9.7%
	内部障がい	3,609	3,613	3,669	3,688	3,706	3,627	0.5%
	合計	13,517	13,298	13,203	13,110	12,964	12,683	△6.2%

表 3-2 障がい部位別・身体障害者手帳の所持者(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

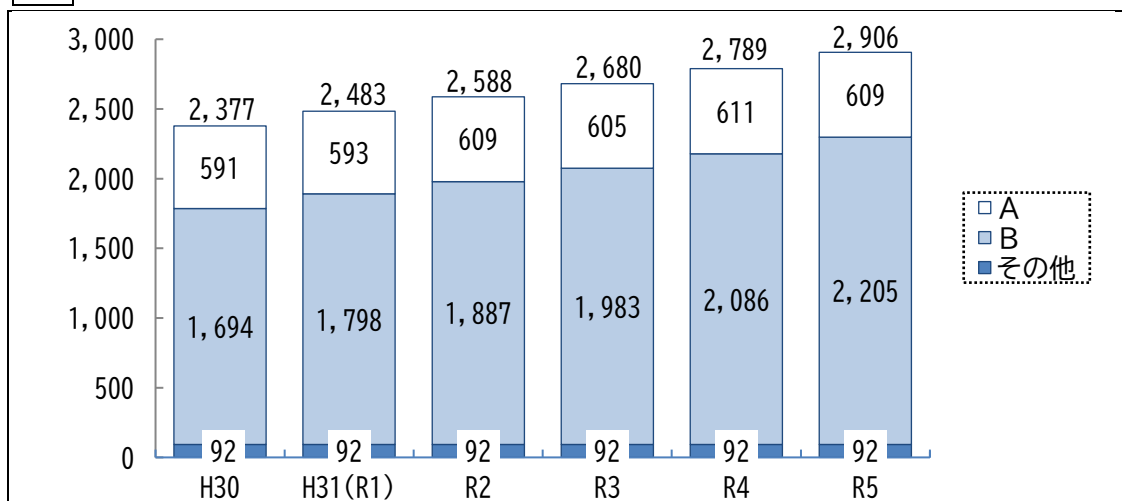
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	242	162	55	65	89	112	725
聴覚・平衡機能障がい	—	214	150	301	—	492	1,157
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	7	111	28	—	—	150
肢体不自由・体幹障がい	1,221	1,405	1,177	1,974	914	333	7,024
内部障がい	2,346	15	476	790	—	—	3,627
合計	3,813	1,803	1,969	3,158	1,003	937	12,683

(3) 知的障がいのある人の状況

○令和5年4月1日現在、療育手帳を持っている人は2,906名です。

○最重度・重度のA判定が約2割、中・軽度のB判定が約8割です。

表 4 療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

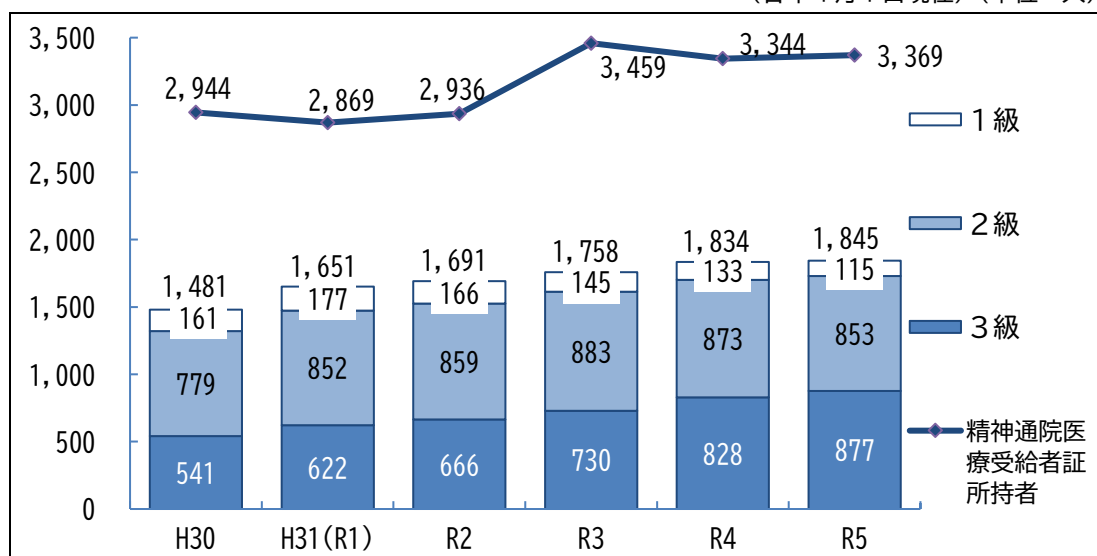


(4) 精神障がいのある人の状況

○令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は1,845名です。

○最重度の1級の判定が1割弱となっています。

表 5 精神障害者保健福祉手帳所持者と精神通院医療受給者証所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



資料：釧路保健所

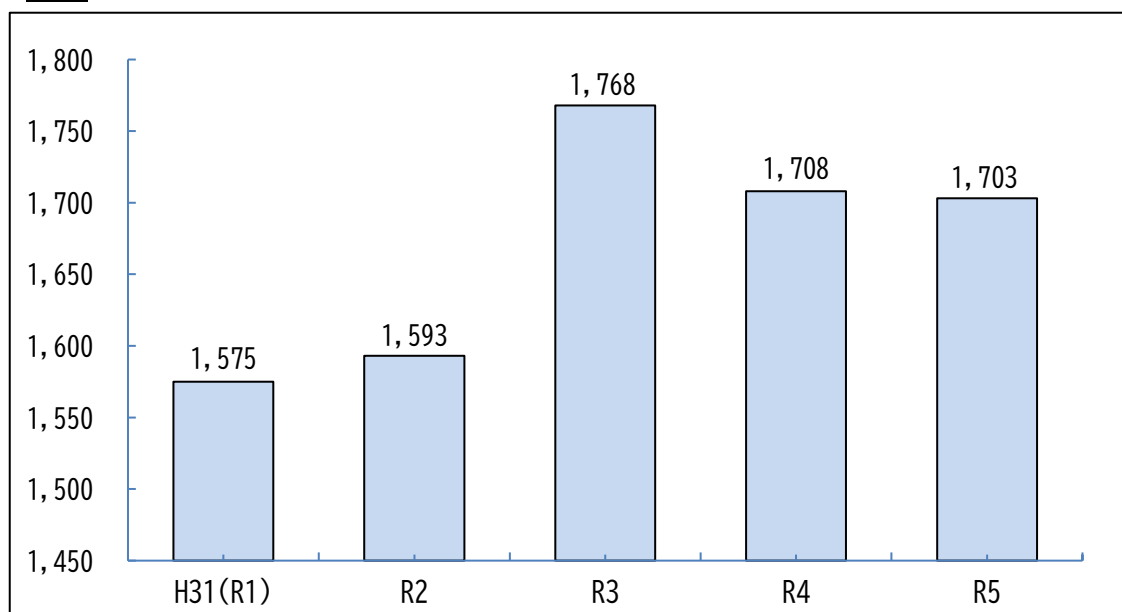
※精神通院医療は、通院による医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度である。

(5) 難病のある人の状況

○令和5年4月1日現在、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人は1,703名です。

○指定難病338疾病のうち、多い疾病は、潰瘍性大腸炎及びパーキンソン病、シェーグレン症候群となっています。

表 6 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



資料：釧路保健所

(6) 医療的ケアが必要な在宅の児童の状況

○令和5年4月1日現在、医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）は、33名です。

表 7 医療的ケアが必要な在宅の児童の人数（令和5年4月1日現在）

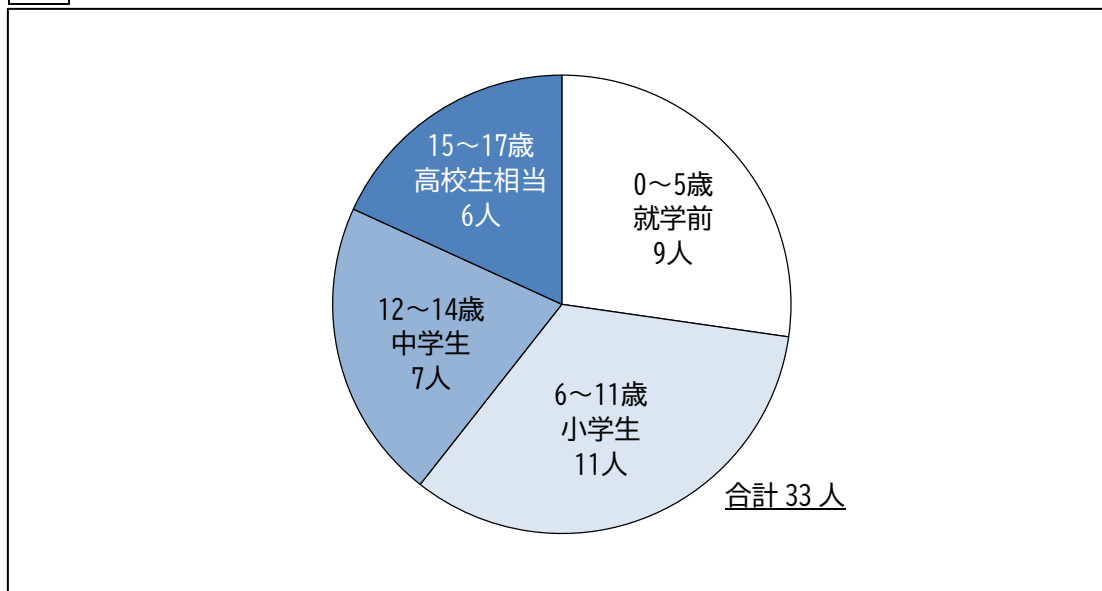
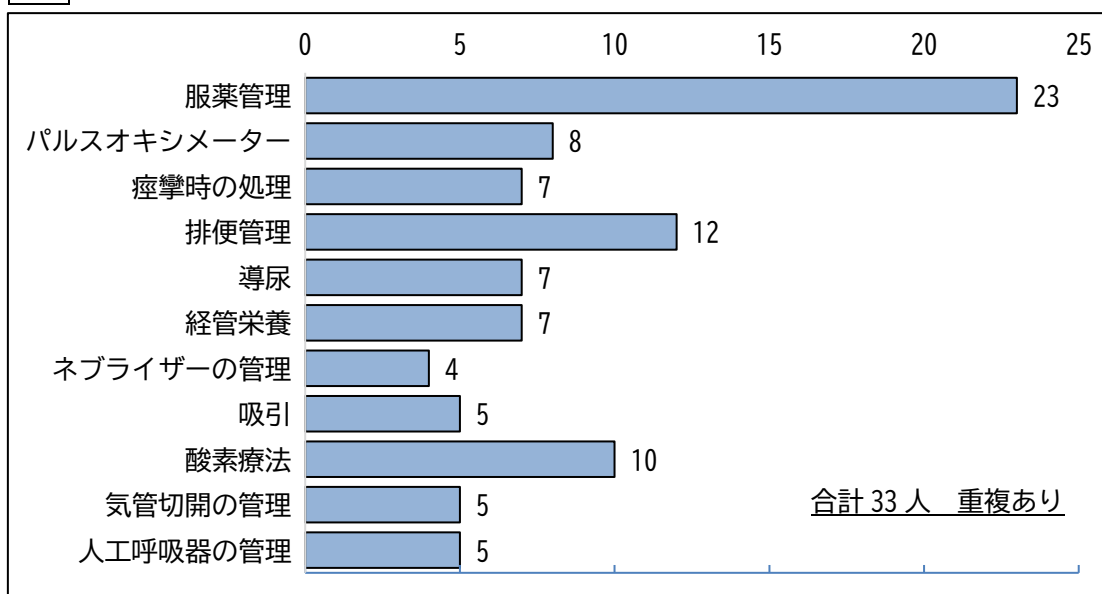


表 8 医療的ケアの状況（令和5年4月1日現在）（単位：人）



※「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為をいう。

※「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）を指す。

[3] 就業状況

○障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、令和6年4月1日から、従業員が40.0人以上の事業所は障がいのある人を2.5%以上雇用することが義務づけられ、また、国及び地方公共団体では2.8%以上、教育委員会では2.7%以上の雇用が義務づけられます。

○令和8年4月から、従業員が37.5人以上の事業所は障がいのある人を2.7%以上雇用することが義務づけられ、また、国及び地方公共団体では3.0%以上、教育委員会では2.9%以上の雇用が義務づけられます。

○釧路管内において、民間企業での雇用障がい者数は増加していますが、法律で定められた雇用率を達成している企業は約6割となっています。

表 9 障がいのある人の就業状況（ハローワーク釧路管内）：各年6月1日現在

	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
対象企業数（社）	143	144	146	148	156
雇用率対象労働者数（人）	17,880.5	18,159.0	17,986.0	17,952.5	18,373.0
雇用障がい者数合計（人）※1	461.0	553.0	511.0	544.5	565.5
①重度身体障がい	55(12)	59(22)	63(17)	70(15)	70(19)
②その他身体障がい	127(20.5)	125(20)	134(14)	129(14)	121(18.5)
③重度知的障がい	17(4)	21(8)	18(3)	17(3)	17(10)
④その他知的障がい	60(29.5)	66(48)	72(36)	75(40)	86(44.5)
⑤精神障がい	45(19)	80(24)	49(24)	73(21.5)	65(27.5)
実雇用率（%）	2.58	3.05	2.84	3.03	3.08
達成企業数（社）	85	80	87	94	93
達成企業割合（%）	59.4	55.6	59.6	63.5	59.6
未達成企業数（社）※2	58(38)	64(42)	59(43)	54(36)	63(49)
雇用不足数（人）	82.5	83.5	67.0	66.5	66.5

資料：釧路公共職業安定所

※ 重度身体障がいのある人及び重度知的障がいのある人については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

※1 ①～⑤の（ ）内は短時間労働者を外数で計上。

※2 未達成企業数の（ ）内は1名不足している企業数を計上。

[4] 障害福祉サービス等の推移

(1) 利用者数の推移

障害福祉サービスと障害児通所支援の利用者は年々増加しており、令和5年4月1日現在、障害福祉サービスが2,373名、障害児通所支援が998名となっています。

表 10-1 障害福祉サービス等の利用者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

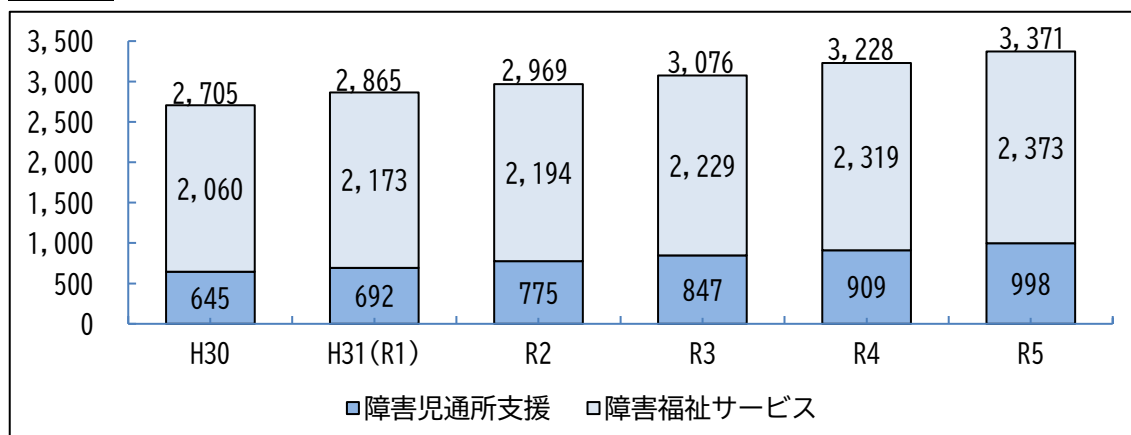


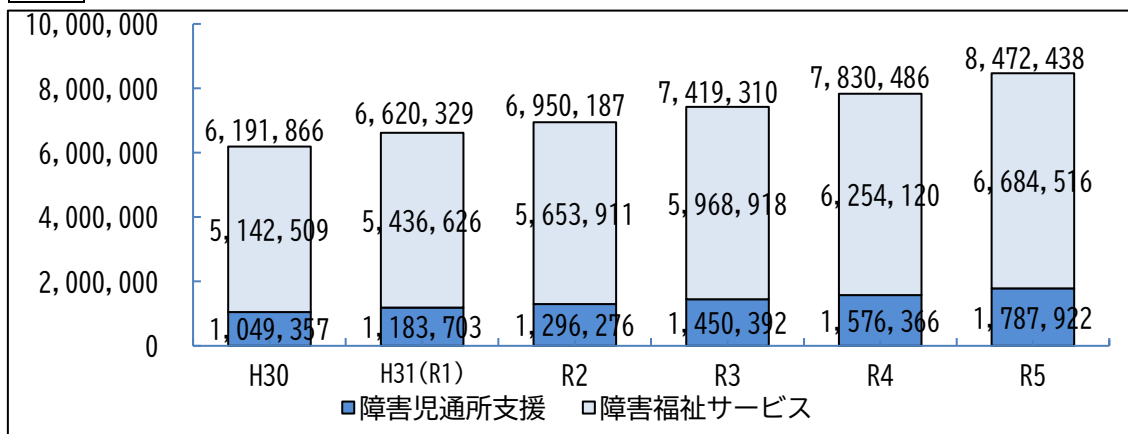
表 10-2 対前年比（単位：%）

	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
障害福祉サービス	102.6	105.5	101.0	101.6	104.0	102.3
障害児通所支援	114.6	107.3	112.0	109.3	107.3	109.8

(2) サービス費の推移

障害福祉サービス費は年々増加しており、平成30年度と比べると令和5年度の障害福祉サービスは130.0%、障害児通所支援は170.4%増加しています。

表 11 障害福祉サービス費等の推移（単位：千円）



※R5 は見込額

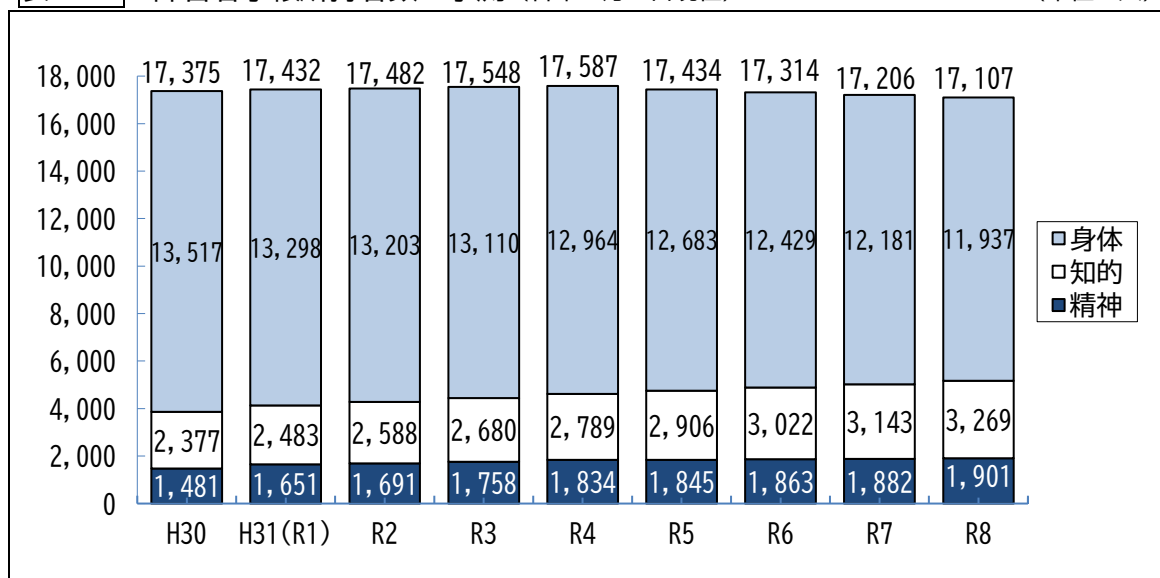
4 本市の将来像

○令和5年4月1日現在、本市における障害者手帳の所持者は17,434人となっています。

○本市の手帳種別ごとの傾向では、身体障害者手帳は、平成30年度から減少傾向にあります。本市の人口が年々減少する一方で、知的障がい、精神障がいの手帳所持者は増加しています。

○本市の人口に対する手帳所持者数の割合が、平成30年から令和5年までの傾向のまま推移すると仮定し推計すると、本計画の目標を定める令和8年には、手帳所持者は17,107人となることが予測されます。

表 12-1 障害者手帳所持者数の予測（各年4月1日現在）（単位：人）



※推計方法：

①人口に対する身体障がい・知的障がい・精神障がいそれぞれの手帳所持者の出現率を算出、②それぞれの出現率の傾向から令和8年度までの出現率を推計、③推計人口数に②で求めた出現率を乗じて算出。

表 12-2 本市の人口に対する手帳所持者の割合（人口：各年4月1日現在）（単位：人）

	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
本市の人口	170,935	168,730	166,573	164,298	161,719	159,014	156,458	153,856	151,195
手帳所持者の割合	10.2%	10.3%	10.5%	10.7%	10.9%	11.0%	11.1%	11.2%	11.3%

※推計方法：

平成30年から令和5年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いた変化率を算出し、人口を推計。コーホート変化率法とは、同じ年に生まれた人々の集団について、過去における人口動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法。

5 基本的な視点

- 「基本的な視点」とは、本計画のすべての事項に共通する考え方のことです。
- 以下を基本的な視点とし、障がいのある人の自立した生活を支える基盤を整備していきます。

視点1 地域生活支援体制の充実

- ◎相談支援事業所等と連携し、退所を希望する人の地域生活への移行を図ります。
- ◎障がいのある人とその家族の状況の変化や緊急事態にも対応し、地域での生活が継続できるよう、地域生活支援拠点等の充実を図ります。
- ◎障がいのある人が地域で安心して暮らすために、障害者施策推進協議会や障がい者自立支援協議会で、地域の課題を共有し、関係機関等と連携して支援する体制づくりを促進します。

視点2 サービス提供基盤の整備

- ◎障がいのある人が、地域で障がい特性やニーズに応じたサービスを利用できるよう、障害福祉サービスの確保に努めます。
- ◎障がいのある人の高齢化や障がいの重度化など、個別の多様な状況に対応するために、地域の様々な社会資源と連携し、サービスの提供体制の充実を図ります。
- ◎障がい者自立支援協議会において、情報を共有するとともに、地域における課題解決に向けて連携・強化を図ります。

視点3 相談支援体制の充実

- ◎相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを拠点とした相談支援体制の充実を図ります。
- ◎障がい者自立支援協議会において、相談支援事業所との連携を図り、相談支援従事者の質の向上を促進します。

視点4 就労支援施策の充実・強化

- ◎障がいのある人がいきいきと働き、地域で自立した生活を送れるよう、就労支援強化事業をはじめとする就労支援施策を実施します。
- ◎関係機関が一体となり、企業等との連携・協働を働きかけ、障がいのある人の雇用機会の拡大や工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。
- ◎障がいのある人が適性にあった就労先を選択するために、就労選択支援を実施する体制の充実を図ります。

視点5 権利擁護の推進

- ◎虐待防止や虐待の早期発見・早期対応のために、関係機関と連携し、虐待防止センターを中心とした支援の充実を図ります。
- ◎権利擁護成年後見センターを拠点として、成年後見制度の普及及び市民後見人の養成や支援を行い、地域で安全に安心して暮らせるよう体制の充実を図ります。
- ◎障がいのある人の権利擁護のため、障害者差別解消法や障がいに対する理解等について、出前講座やホームページ等を活用した普及・啓発を推進します。

視点6 障がい児支援の充実

- ◎障がいの状況に応じた療育や支援を受けながら、子どもやその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。
- ◎乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や生活支援機関への引継ぎなど、地域の関係機関の連携により、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援の促進を図ります。

視点7 医療を必要とする障がい児・者への支援

- ◎医療が必要な障がいのある人の日中の居場所づくりと家族の就労や一時的な休息のための支援体制の充実を図ります。
- ◎医療が必要な障がいのある人に、身近な地域で必要な支援が提供されるよう、保健・医療・保育・教育等の関係機関が参加する協議の場で、関係機関の連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

視点8 重症心身障がい児・者への支援

- ◎重症心身障がい児・者が利用できるサービス提供体制の整備を図るとともに、医療ニーズを有する人の受入れを行う事業所に関する情報の提供に努めます。
- ◎日中活動・余暇活動への参加や必要に応じた家族の一時的な休息など、地域生活を支援する体制の充実を図ります。

視点9 人材の養成・確保及びサービスの質の向上

- ◎将来にわたり、安定的に障害福祉サービス等を提供するため、関係機関と連携し、研修への参加促進など、人材の養成・確保を図ります。
- ◎障がい者自立支援協議会等において、障害福祉サービス等の事業所間の情報共有や課題の協議を行い、サービスの質を向上させるための体制の構築を図ります。

視点10 安全確保に備えた地域づくりの推進

- ◎自力での避難が困難である障がいのある人に対して、災害時における情報提供やその特性に配慮した支援が行えるよう、関係団体、事業者等と連携し体制づくりを推進します。

6 重点的な取り組み

[1] 地域生活支援体制の充実

- 地域で暮らすことを希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業所等と連携し、心身の状況や希望する生活等に応じた、地域生活への支援体制を充実させます。
- 多様化するニーズや障がい特性に対応するため、障がい者自立支援協議会や関係機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人の親亡き後に対応するため、地域生活支援拠点等の運営状況を検証し、機能の充実に向けた取り組みを進めます。

[2] 相談支援体制の充実

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、相談支援を担う人材の育成、困難事例への助言・対応など、相談支援の質の確保と充実を図ります。
- 障がいのある人にとって相談支援がより身近な窓口となるよう、分かりやすく、アクセスしやすい相談支援体制の構築と周知を図ります。

[3] 就労支援の充実

- 障がいのある人の適性に沿った就労先を選択するための方策が課題となっており、新たに「就労選択支援」が創設されます。本市では、平成25年度から、特別支援学校を卒業する人を対象に就労アセスメントを実施するなど、その課題に取り組んできました。国からは就労アセスメントの実践例として本市の取組みが紹介されており、これまで本市が培ってきたノウハウを活かしつつ、制度が円滑に実施されるよう、事業所の確保に努めます。
- 本市における、「障がい者職場実習事業」、「釧路市障がい者就労貢献企業認定制度」等の就労支援強化事業を推進するとともに、国の動向を踏まえた効果的な施策を実施していきます。
- 本市の「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者支援施設等からの優先的な調達に努めるとともに、障がいのある人の就労に関する理解の促進に向けて、本市のホームページやSNS、広報紙等様々な媒体を活用した効果的な広報を推進します。

○一般就労の促進については、雇用施策との連携が非常に重要であることから、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携に努めます。

[4] 権利擁護の推進

○虐待防止センターを中心に、障がい者虐待が早期発見されるよう、市民への周知啓発に努めるとともに、虐待の未然防止を図るため、事業所等に対し、障がい者虐待に関する理解促進を図ります。

○障がいのある人が安全安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため、障害者差別解消法の周知啓発を行うとともに、障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議等において情報の共有や協議を実施します。

○権利擁護成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成・確保に取り組むとともに、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携し、障がい等により判断能力が不十分な方が、成年後見制度を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

[5] 障がい児支援の充実

○障がい児サービスの支援に対し、専門知識と支援の質の向上が求められていることから、障がい者自立支援協議会等において、課題を共有・協議し、研修会の実施等の取り組みを進めます。

○医療的ケア児・者が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置するため、保健・医療・福祉等の関係機関が参加する医療的ケア児・者支援検討会議において協議する等、配置に向けた取り組みを進めます。

○母子保健部門と連携を図り、乳幼児の障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、教育部門との連携を強化し、就学時及び卒業時の切れ目のない支援を進めます。

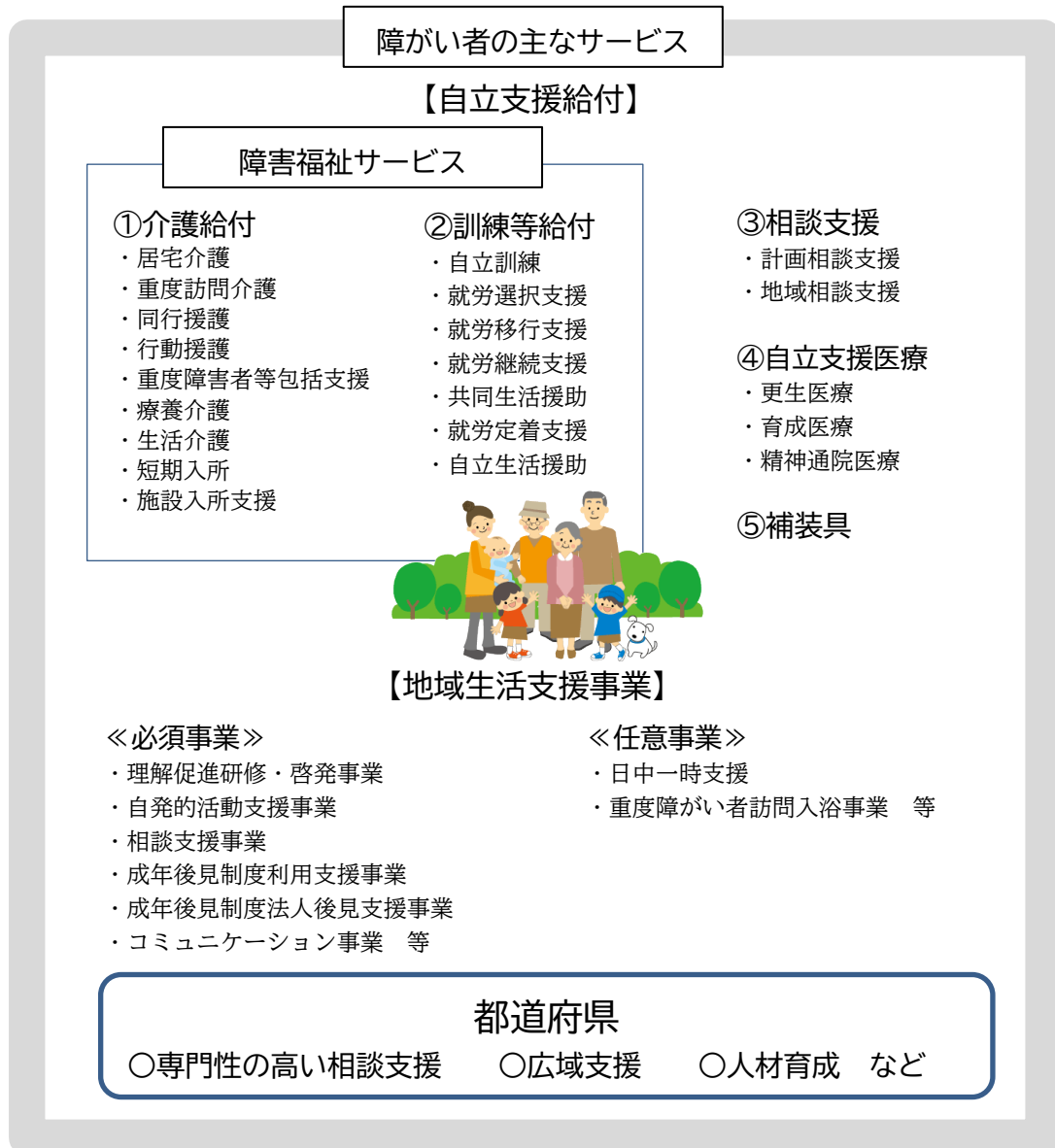
第2章

総合支援法に基づくサービス

1 サービスの概要

○障害者総合支援法に基づくサービスは、全ての市町村で共通のサービスである「自立支援給付」と、各市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2つに区分されます。

○自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに区分され、介護給付と訓練等給付に位置づけられるサービスを障害福祉サービスと呼びます。



[1] 障害福祉サービス及び相談支援

■介護給付

○介護給付とは、介護が必要な人に提供するサービスです。

○介護給付のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要です。

障害支援区分は、全国共通の一次判定と本市の審査会での二次判定を行った上で決定します。

○障害支援区分を認定した後、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況などを踏まえて、サービスの支給決定を行います。

○介護給付は、大きく以下の3つのサービスに区分されます。

- ①訪問系サービス……………自宅で生活する人へのサービス
- ②日中活動系サービス……入所施設や事業所などに通所して受けるサービス
- ③居住系サービス……………夜間の介護や居住の場を提供するサービス

◆訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容	自宅で、食事・入浴・排せつ等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助や通院等介助を行うものです。
対象者	障害支援区分1以上の人

(2) 重度訪問介護

サービス内容	常に介護が必要な人に、自宅で、家事援助や身体介護、長時間の見守りや外出支援など総合的な支援を行うとともに、病院や施設に入院又は入所している人に、意思疎通などの支援を行うものです。
対象者	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がい等で常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上（病院、施設に入院、入所の人）が利用する場合は、区分6以上）で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当する人）

(3) 同行援護

サービス内容	視覚障がいのある人に同行し、外出時において移動に必要な情報の提供や支援を行うものです。
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人で、同行援護アセスメント調査票の項目において所定の要件に該当する人

(4) 行動援護

サービス内容	知的障がいや精神障がいのある人で、多動その他様々な行動障がいがあるため、常に厳重な注意を払わなければならない人に対して、外出時の支援や行動の際に生じる危険回避のために必要な援助を行うものです。
対象者	著しい行動障がいのある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当する人）

(5) 重度障害者等包括支援

サービス内容	常に介護を必要とする重度の人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供するものです。
対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、以下のいずれかに該当する人 ①四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある、重度・最重度の知的障がいのある人

◆日中活動系サービス

(6) 療養介護

サービス内容	医療機関等において、機能訓練や療養上の管理、看護、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の援助等を行うものです。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供するものです。
対象者	医療が必要で、常に介護を必要とする人のうち、以下のいずれかに該当する人 ①ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人 等

(7) 生活介護

サービス内容	障がい者支援施設等で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するものです。
対象者	常に介護を必要とする人のうち、以下のいずれかに該当する人 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上の人（施設に入所する場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の人（施設に入所する場合は区分3以上）

(8) 短期入所（ショートステイ）

サービス内容	家族等が病気などの理由により、障がい者支援施設等に、短期間の入所をして、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うものです。
対象者	①障害支援区分が1以上の人 ②区分1以上に該当する児童

◆居住系サービス

(9) 施設入所支援

サービス内容	介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援のサービスを利用することが難しい人に対して、施設入所により、夜間における日常生活上の支援を行うものです。
対象者	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練や就労移行支援、就労継続支援B型の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

■訓練等給付

○訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な人に提供するサービスです。

○訓練等給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定を行った後、サービスの利用意向等を踏まえてどのようなサービスを受けるかを決定します。

○訓練等給付は、大きく以下の2つのサービスに区分されます。

- ①日中活動系サービス…入所施設や事業所などに通所して受けるサービス
- ②居住系サービス………夜間の介護や居住の場を提供するサービス

◆日中活動系サービス

(10) 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	地域生活を営む上で、必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行うものです。（利用期間：18か月以内、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36か月以内）
対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人

(11) 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	地域生活を営む上で、必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活を営むための訓練や、日常生活上の相談支援等を行うものです。（利用期間：24か月以内。長期入所者等の場合は36か月以内）
対象者	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の向上のための訓練が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の向上のための訓練が必要な人

(12) 就労選択支援（新規）

サービス内容	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択の支援を行うものです。
対象者	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある人等

(13) 就労移行支援

サービス内容	一般企業などへの就労に向けて、事業所内や企業における作業訓練や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うものです。（利用期間：24か月以内）
対象者	利用開始時に65歳未満で、以下のいずれかに該当する人 ①一般就労等（企業等での就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる人 ②あん摩マッサージ指圧師免許等を取得することにより、就労を希望する人

(14) 就労継続支援（A型）

サービス内容	一般企業などに雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行うものです。
対象者	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

(15) 就労継続支援（B型）

サービス内容	年齢や心身の状態などの事情から、一般就労や就労継続支援A型により雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会を提供（雇用契約は結ばない）することで、作業能力や知識の維持・向上のための訓練や支援を行うものです。
対象者	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、訓練により生産活動に関する知識・能力の維持・向上が期待される人で ①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人 ③50歳以上又は障害基礎年金1級受給者 等

(16) 就労定着支援

サービス内容	就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活等の各般の課題に関する相談、必要となる支援を行うものです。（利用期間：36か月以内）
対象者	就労移行支援等の利用を経て、一般企業へ移行した障がいのある人で、就労を継続している期間が6月を経過した人

◆居住系サービス

(17) 自立生活援助

サービス内容	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除、体調などについて確認を行い、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うものです。（利用期間：12か月以内）
対象者	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしをしている人等

(18) 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	共同生活の場（グループホーム）において、夜間に、家事などの日常生活上の援助や相談、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などの支援を行うものです。
対象者	障がいのある人で、日中に就労していたり、就労継続支援等の日中活動系サービスを利用しながら、地域で自立した日常生活を営むために、日常生活上の援助が必要な人

■相談支援

○相談支援とは、サービス等利用計画の作成及びモニタリングと障がいのある人の地域移行及び地域定着のためのサービスです。

○障害福祉サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後も定期的なモニタリングを行うものです。

(19) 計画相談支援

サービス内容	サービス支給決定又は変更前に、サービス等利用計画案を作成し、決定後はサービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行うもので、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るものです。
対象者	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい児・者

(20) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

サービス内容	住居の確保やその他の地域生活に移行するための支援を行う地域移行支援と、一人暮らしの人などを対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応する地域定着支援に区分されます。
対象者	地域移行支援対象者：施設又は精神科病院等に入所・入院している障がいのある人 地域定着支援対象者：単身者、又は同居家族等がいても家族等が障がい・疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人

[2] 地域生活支援事業

○地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、必須事業として市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う任意事業があります。

○本市では、障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の状況や利用者の障がい特性に応じた柔軟な事業形態による次の事業を実施します。

〈必須事業〉

(1) 理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障がいのある人に対する理解の推進を図るための研修・啓発事業を実施するものです。

(2) 自発的活動支援事業

手話及び要約筆記等のボランティアの養成や障がいのある人やその家族、市民等による地域における自発的な取組みを支援するものです。

(3) 相談支援事業

障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族を対象とする相談支援事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートするものです。
障がい者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所をはじめ、地域の障がい福祉に関する関係者で構成する障がい者自立支援協議会において、地域の課題や困難ケースにおける連携及び支援体制について、情報共有や協議を行うとともに、本計画の進捗状況の確認と検証を行うものです。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正にかつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援に加え、特に必要性が認められる専門的な相談の実施により、相談支援機能の強化を図るものです。 基幹相談支援センターに専門的職員（総合支援コーディネーター）を配置するとともに、地域の相談支援体制の強化の取組みを行うものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	保証人がいない等の理由により、アパートや借家などの賃貸住宅への入居が難しい場合に、入居のために必要な家主との調整や、本人への相談支援を行うものです。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい、精神障がいのある人で、後見の申し立てや後見人報酬の負担が困難な場合に支援を行うものです。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が不十分な人が安心して後見人制度を利用できるよう、法人後見活動の支援を行うものです。

(6) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣や点訳・音訳による支援を行うものです。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、**表 13**の日常生活用具に係る費用の一部を給付するものです。

表 13 日常生活用具の種類と内容

用具の種類	内容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や訓練用具 例) 特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド ほか
自立生活支援用具	入浴、調理、移動など、生活の自立を支援する用具 例) 入浴補助用具、移動支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置 ほか
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 例) 電気式たん吸引器（サクシオン）、視覚障がい者用体温計 ほか
情報・意思疎通支援用具	情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例) 人工喉頭、点字器 ほか
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する衛生用具 例) ストマ装具、紙おむつ ほか
居宅生活動作補助用具	居宅における円滑な生活動作等を図るための小規模なバリアフリー 工事 例) 玄関等の段差解消 ほか

(8) 移動支援事業

日用品の買い物や余暇活動などの社会参加のため、外出に同行して支援するヘルパーを派遣するものです。

※通院や官公署への手続き等のための外出支援は、本事業ではなく、自立支援給付（介護給付）の訪問系サービスの利用対象となります。

(9) 地域活動支援センター事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、日常生活の支援や相談支援、地域の関係機関・団体との交流活動への参加支援など、様々な活動の支援を行うものです。

《任意事業》

(10) 日中一時支援事業（タイムケア事業）

障がいのある人を介護する家族の就労や一時的な休息のために、施設での日中の一時預かりや自宅での見守り支援を行うものです。

(11) 重度障がい者訪問入浴事業

入浴の困難な重度の障がいのある人を対象に、訪問により自宅で入浴サービスを提供するものです。

2 第6期計画の進捗状況と課題

[1] 障害福祉サービス及び相談支援

○第6期計画の障害福祉サービス等見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表14～表16のとおりです。

○障害福祉サービス等の実績からみた進捗状況と課題は次のとおりです。

表14 第6期計画における障害福祉サービス進捗状況（訪問系）

	サービス種別	単位	R3	R4	R5
訪問系	①居宅介護	計画量	人/月	372	384
			時間/月	3,512	3,628
		実績量	人/月	304	302
			時間/月	2,471	2,239
	①重度訪問介護	計画量	人/月	7	8
			時間/月	558	625
		実績量	人/月	5	7
			時間/月	401	454
	①同行援護	計画量	人/月	25	26
			時間/月	108	111
		実績量	人/月	22	27
			時間/月	129	147
	①行動援護	計画量	人/月	22	24
			時間/月	158	168
		実績量	人/月	16	23
			時間/月	98	105
	①重度障害者等包括支援	計画量	人/月	0	0
			時間/月	0	0
		実績量	人/月	0	0
			時間/月	0	0

※ ①は介護給付を表す。

※R3・R4：各年度3月実績数、R5：令和5年9月実績数

表 15 第 6 期計画における障害福祉サービスの進捗状況（日中活動系）

サービス種別		単位	R3	R4	R5
日中活動系	㊦ 自立訓練（機能訓練）	計画量	人/月	0	0
			日/月	0	0
		実績量	人/月	0	0
			日/月	1	21
	㊦ 自立訓練（生活訓練）	計画量	人/月	8	9
			日/月	192	213
		実績量	人/月	13	13
			日/月	212	212
	㊦ 就労移行支援	計画量	人/月	63	67
			日/月	1,268	1,357
		実績量	人/月	48	45
			日/月	817	837
	㊦ 就労継続支援（A 型）	計画量	人/月	389	385
			日/月	7,608	7,524
		実績量	人/月	339	363
			日/月	6,436	6,844
	㊦ 就労継続支援（B 型）	計画量	人/月	721	757
			日/月	12,858	13,501
		実績量	人/月	806	912
			日/月	14,788	17,053
	㊦ 就労定着支援	計画量	人/月	53	54
		実績量	人/月	55	47
	㊧ 生活介護	計画量	人/月	624	630
			日/月	12,698	12,825
		実績量	人/月	617	619
			日/月	12,895	13,003
	㊧ 療養介護	計画量	人/月	34	34
		実績量	人/月	32	30
	㊧ 短期入所	計画量	人/月	62	63
			日/月	382	385
		実績量	人/月	39	43
			日/月	271	281

※ ㊧ は介護給付、㊦ は訓練等給付を表す。

※R3・R4：各年度 3 月実績数、R5：令和 5 年 9 月実績数

表 16 第 6 期計画における障害福祉サービス等の進捗状況（居住系・相談支援）

	サービス種別	単位	R3	R4	R5
居住系	㊦自立生活援助	計画量	人/月	0	0
		実績量	人/月	7	10
	㊦共同生活援助	計画量	人/月	454	470
		実績量	人/月	531	564
	㊦施設入所支援	計画量	人/月	314	310
		実績量	人/月	316	310
相談支援	計画相談支援	計画量	人/年	2,332	2,474
		実績量	人/年	2,404	2,437
	地域移行支援	計画量	人/月	1	2
		実績量	人/月	0	0
	地域定着支援	計画量	人/月	5	10
		実績量	人/月	0	0

※ ㊦は介護給付、㊦は訓練等給付を表す。

※R3・R4：各年度 3 月実績数、R5：令和 5 年 9 月実績数

(1) 訪問系サービス

○地域生活を支える基本事業である、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）は重要な役割を担っており、引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努める必要があります。

○訪問系サービスは、障がいのある人や介護者の高齢化等に伴い、今後も増加することが見込まれます。

○同行援護の利用時間は計画を上回っており、居宅介護、重度訪問介護、行動援護は計画を下回っています。ヘルパーの不足により、希望どおりの日程で利用できない等の意見があり、訪問系サービスに共通する課題となっているヘルパーの人員確保と専門性の向上が必要となっています。

○重度障害者等包括支援は、他のサービスを複合的に利用することで対応可能なため、利用実績がない状況です。

(2) 日中活動系サービス

○就労移行支援の利用実績は計画を下回っており、一般就労への移行と併せて、利用者の確保が必要であるため、機能の強化とともに、相談支援事業所や関係機関との連携強化が必要です。

○就労継続支援 A 型は、新型コロナウイルス感染症等による影響により、計画を下回っています。

○短期入所については新型コロナウイルス感染症防止による受入の制限等の影響により計画を下回っています。現在、重症心身障がい者等の受け入れを行っている施設等が少なく、特に医療的ケアが必要な重症心身障がい者等が利用できる短期入所事業所の確保が必要です。

(3) 居住系サービス

○自立生活援助については、計画策定時に、事業所の設立が見込めなかったため計画値を0としていましたが、令和3年に2事業所が新規参入したことにより、利用実績があります。

○共同生活援助（グループホーム）の利用実績は計画を上回っており、障がいのある人や介護者等の高齢化等に伴い、住まいの場のニーズが、今後益々高まることが考えられます。

(4) 相談支援

○計画相談支援の利用実績は概ね計画のとおりです。適切な支援の実施や体制整備を図るために、計画を作成する相談支援専門員の確保と体制の充実が必要です。

○地域移行支援・地域定着支援の利用実績は、人材確保などの課題から体制の整備が進まず、計画を下回っています。病院等の関係機関との連携強化によりニーズを把握するとともに、地域の人々の理解を得ながら地域づくりを行う必要があります。

[2] 地域生活支援事業

○第6期計画の地域生活支援事業の見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表17のとおりです。

○地域生活支援事業の実績からみた進捗状況と課題は次のとおりです。

表17 第6期計画における地域生活支援事業の進捗状況

事業名		単位	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
自発的活動支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
相談支援事業					
①相談支援事業	計画量	か所	4	4	4
	実績量		4	4	4
②地域自立支援協議会	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
③相談支援事業機能強化事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
④住宅入居等支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
⑤基幹相談支援センター事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
成年後見制度利用支援事業	計画量	人/年	14	16	18
	実績量		12	17	9
成年後見制度法人後見支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
コミュニケーション支援事業					
①手話通訳者設置事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画量	人/年	1,100	1,100	1,100
	実績量		738	959	372

事業名		単位	R3	R4	R5
日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	計画量	件/年	20	20	20
	実績量		16	5	3
②自立生活支援用具	計画量	件/年	60	60	60
	実績量		39	30	16
③在宅療養等支援用具	計画量	件/年	30	30	30
	実績量		35	29	20
④情報・意思疎通支援用具	計画量	件/年	25	25	25
	実績量		29	22	10
⑤排泄管理支援用具	計画量	件/年	3,600	3,600	3,600
	実績量		3,355	2,940	2,209
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画量	件/年	5	5	5
	実績量		5	5	3
移動支援事業	計画量	人/月	36	36	36
	実績量		16	19	16
	計画量	時間/月	180	180	180
	実績量		105	129	141
地域活動支援センター					
①基礎的事業	計画量	か所	3	3	3
	実績量		3	3	3
	計画量	1日平均 利用者数	55	60	65
	実績量		42	36	50
②機能強化事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
日中一時支援事業	計画量	人/月	100	126	152
	実績量		139	146	115
	計画量	時間/月	861	965	1,069
	実績量		1,806	1,844	1,281
重度障がい者訪問入浴事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
	計画量	人/月	15	16	17
	実績量		13	9	9
	計画量	回/月	105	112	119
	実績量		98	73	60
奉仕員養成研修事業					
①音訳奉仕員登録者数	計画量	人	40	45	50
	実績量		29	27	26
②点訳奉仕員登録者数	計画量	人	76	77	78
	実績量		69	67	65
③手話通訳者登録者数	計画量	人	21	21	21
	実績量		22	23	23
④要約筆記者登録者数	計画量	人	7	8	9
	実績量		7	6	6

※R3・R4：各年度3月実績数、R5：令和5年9月実績数

(1) 相談支援事業

○相談内容の複雑化・多様化に伴い、専門的知識を持つ相談支援事業所の役割が益々重要となっています。

○親亡き後や緊急時の対応等、多岐に渡る相談対応について、障がい分野の他、介護や医療等の他業種との連携やチーム支援など、地域の相談支援体制の充実が求められています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

○利用実績は、概ね計画のとおりとなっています。

○障がいのある人の介護者の高齢化に伴い、今後も利用者の増加が見込まれるため、支援を必要とする人とつながるための体制の充実が求められています。

(3) コミュニケーション支援事業

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、計画値を下回っています。

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業や音訳・点訳奉仕を担う人材の確保に向けて、各奉仕員養成研修事業の周知啓発とともに、各ボランティア団体との連携強化を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

○介護・訓練支援用具及び自立生活支援用具、排泄管理支援用具の利用実績は計画値を下回っています。

(5) 移動支援事業

○新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が計画値を下回っています。

○居宅介護等の福祉サービスを補完するサービスとして、重要なサービスとなっており、社会参加の促進のために利用しやすい制度の検討が必要です。

(6) 地域活動支援センター事業

○一日平均利用者数は新型コロナウイルス感染症等の影響により、計画を下回っています。

○地域活動支援センターは、日中活動の場として重要であることから、市内3か所の事業所の周知啓発を行うとともに、活動内容などの機能の充実を図ることが必要です。

(7) 日中一時支援事業

○利用実績は計画を上回っております。今後も障害児通所支援の利用者の増加に伴い、利用の増加が見込まれます。

○看護職員を配置し、サービスを提供した場合の加算を創設しました。
医療的ケアを必要とする方の利用ニーズが増加していることをふまえ、
今後も医療的ケアを必要とする人が安心して利用できる事業所の拡充が必要です。

(8) 重度障がい者訪問入浴事業

○対象者の減少により計画を下回っています。

○介護者の高齢化、障がいの重度化等に伴い、益々重要なサービスとなってくることから、事業所の確保が必要です。

3 サービス提供体制の確保に係る目標(成果目標)

成果目標：障がい福祉計画策定に係る国や道が定める基本指針に基づき、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 相談支援体制の充実・強化等
6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
7. 福祉的就労の工賃水準の向上

以上、7項目の2026（令和8）年度の数値目標と本市の目標は次のとおりです。

[1] 福祉施設の入所者の地域生活への移行

表 18-1 (参考)2026（令和8）年度の数値目標（国及び道）

	国	道
福祉施設の入所者の地域生活への移行	①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 ②令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。	③令和4年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行する。 ④令和4年度末時点の施設入所者数から5%削減する。

表 18-2 本市の目標

事項	数値	備考
第1期計画策定時入所者数 (A)	447 人	平成17年10月の値
目標の基礎となる入所者数 (B)	310 人	令和4年度末の値
減少数 (A) - (B)	137 人	
目標年度（令和8年度末）の入所者数 (C)	295 人	
入所者数 減少見込目標値 (B) - (C)	15 人	(B) の値の 5%
目標年度（令和8年度末）地域移行目標値	18 人	(B) の値の 6%

[2] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

表 19-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

	国	道
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	すべての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

表 19-2 本市の目標

事項	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和 8 年度末までに設置する。

[3] 地域生活支援の充実

表 20-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

	国	道
地域生活支援の充実	①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 ②強度行動障がい者を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	地域生活支援拠点を全市町村に整備

表 20-2 本市の目標

事項	目標等
地域生活支援拠点等の整備	令和 3 年 1 月整備済
地域生活支援拠点等機能の充実	年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
強度行動障がい者を有する人の支援ニーズの把握と支援体制の充実	支援体制の整備のための支援ニーズの把握を行う。

[4] 福祉施設から一般就労への移行等

表 21-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道
福祉施設から一般就労への移行者数	令和 8 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする。	令和 8 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍とする。
就労移行支援事業	令和 3 年度の移行実績の 1.31 倍以上とする。	令和 3 年度の移行実績の 1.31 倍とする。
就労継続支援 (A 型)	令和 3 年度の移行実績の概ね 1.29 倍以上とする。	令和 3 年度の移行実績の概ね 1.29 倍とする。
就労継続支援 (B 型)	令和 3 年度の移行実績の概ね 1.28 倍以上とする。	令和 3 年度の移行実績の概ね 1.28 倍とする。
就労移行支援事業所	一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。	一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。
就労定着支援事業利用者数	令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とする。	令和 3 年度実績の 1.41 倍とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とする。	就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%とする。

表 21-2 本市の目標

事項	数値	備考
目標の基礎となる年間一般就労移行者数	27 人	福祉施設を退所後、令和 3 年度において一般就労した者の数
目標年度 (令和 8 年度末) における年間一般就労移行者数	34 人	令和 3 年度実績の 1.28 倍とする。
目標年度 (令和 8 年度末) における一般就労への移行者数		
就労移行支援事業	30 人	令和 3 年度実績(23 人)の 1.31 倍とする。
就労継続支援 (A 型)	2 人	令和 3 年度実績(2 人)の 1.29 倍とする。
就労継続支援 (B 型)	2 人	令和 3 年度実績(2 人)の 1.28 倍とする。
目標年度 (令和 8 年度末) における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合	2 事業所	一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所を全体の 50%以上とする。
目標年度 (令和 8 年度末) における就労定着支援事業利用者数	65 人	令和 3 年度実績(55 人)の 1.19 倍とする。
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率	25%	7 割以上の事業所を全体の 25%とする。

[5] 相談支援体制の充実・強化等

表 22-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

	国	道
相談支援体制の 充実・強化等	①令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	基幹相談支援センターを全市町村に設置

表 22-2 本市の目標

	目標
基幹相談支援センターの設置	平成 24 年 4 月設置済
相談支援体制の強化を図る体制	現在の相談体制を維持し、充実・強化を図る取り組みを推進する。
サービス基盤の整備等を行う協議会の体制の確保	現在の体制（障がい者自立支援協議会）を維持し、充実・強化を図る取り組みを推進する。

[6] 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

表 23-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

	国	道
障害福祉サービス等の質の向上	令和 8 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続する。

表 23-2 本市の目標

事項	目標
障害福祉サービス等の質の向上	障がい者自立支援協議会等を活用し、障害福祉サービス等の質の向上を図る取り組みを推進する。

[7] 福祉的就労の工賃水準の向上

表 24-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の数値目標 (道)

	国	道
福祉的就労の工賃水準の向上		令和 8 年度末の就労継続支援 B 型における平均工賃月額、21,209 円 (令和 3 年度平均月額工賃 19,523 円の実績値伸び率 1.67%) を目標とする。

表 24-2 本市の目標

事項	数値	備考
令和 3 年度の平均月額工賃	17,979 円	
目標年度 (令和 8 年度) における平均月額工賃	21,209 円	北海道の目標と同額にする。

対象事業所：就労継続支援 B 型事業所

4 サービス量の見込み(活動指標)

活動指標：成果目標を達成するために設定する1月あたりの必要な障害福祉サービス等の見込み

[1] 障害福祉サービス及び相談支援

(1) サービスの見込量

令和3年度から令和5年度の実績、市内の障害福祉サービス事業者の意向調査に基づき推計し設定しています。

表 25 障害福祉サービスの見込量（1ヶ月あたり）

	サービス種別	単位	R6	R7	R8
訪問系	㊦ 居宅介護	人/月	310	319	328
		時間/月	2,302	2,366	2,432
	㊦ 重度訪問介護	人/月	7	8	8
		時間/月	427	444	463
	㊦ 同行援護	人/月	28	30	33
		時間/月	188	203	219
	㊦ 行動援護	人/月	23	25	28
		時間/月	102	112	122
	㊦ 重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
日中活動系	㊦ 自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
		日/月	13	13	13
	㊦ 自立訓練（生活訓練）	人/月	13	13	13
		日/月	212	212	212
	㊦ 就労選択支援	人/月	-	100	200
	㊦ 就労移行支援	人/月	48	52	56
		日/月	900	968	1,041
	㊦ 就労継続支援（A型）	人/月	373	384	395
		日/月	7,042	7,246	7,455
	㊦ 就労継続支援（B型）	人/月	1,096	1,220	1,358
		日/月	19,167	21,333	23,743
	㊦ 就労定着支援	人/月	54	60	65
	㊦ 生活介護	人/月	636	638	641
		日/月	12,757	12,808	12,859
	㊦ 療養介護	人/月	44	47	50

	サービス種別	単位	R6	R7	R8
	㊦短期入所（福祉型・医療型）	人/月	44	44	45
		日/月	286	290	295
居住系	㊧自立生活援助	人/月	11	11	11
	㊧共同生活援助	人/月	628	672	720
	㊦施設入所支援	人/月	304	299	295
相談支援	計画相談支援	人/年	3,120	3,251	3,387
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	3	4	5

※ ㊦は介護給付、㊧は訓練等給付を表す。

(2) サービス量を確保するための方策

① 訪問系サービス（介護給付）

○障害福祉サービス事業所等で構成する障がい者自立支援協議会において、事業所の充実に努めるとともに、新規参入への働きかけを図ることが必要です。

○事業所の充実に、サービスの担い手の確保が不可欠であり、必要に応じて、福祉人材の確保及び定着に向けた適切な報酬水準の確保をはじめとする措置を講ずるよう、引き続き、国や道に対し要望していきます。

○障がいの状況やニーズ等に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、質の向上を図る研修等の確保や情報提供に努めます。

② 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

○日中活動系サービスについては、日中活動や地域移行の準備の場として、希望や目的に応じた場の確保が必要であり、事業者の新規参入を促進するため、引き続き、国等の整備費補助の活用を支援します。

○生活介護については、高齢化や障がいの重度化に伴い、今後も増加が見込まれることから、引き続き、事業所の確保を図ります。

○就労支援については、障がいのある人が一般就労から福祉的就労まで多様な形態で生きがいをもって働けるよう、就労支援強化事業をはじめとする就労支援施策を実施するとともに、障がい者自立支援協議会を中心に保健・福祉・雇用・教育等の関係機関のネットワークを強化し、安定したサービスの提供と質の向上に努めます。

○阿寒地区と音別地区については、今後もサービスのニーズの推移を的確に見極め、必要に応じて地区内あるいは隣接する地区の事業者等との協議を行いながら、障がいのある人の日中活動の場を確保できるよう努めます。

○短期入所については、必要な時に利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の確保・充実を図るとともに、重度の障がいのある人にも対応できるよう事業所への働きかけに努めます。

③ 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

○障がいのある人の高齢化や重度化に対応したグループホームの整備に向けて、社会福祉法人やNPO法人等への働きかけを行うとともに、一人暮らしをしたいというニーズに対応するため、サテライト型等の住居の活用など、地域における多様な住まいの場の確保を図ります。

○グループホームについては、障がいのある人や介護者等の高齢化に伴い、今後もニーズの増加が見込まれ、事業者の新規参入を促進するため、国等の整備費補助の活用を支援します。

○障がいのある人が安心して生活するために、障害者差別解消法等の啓発活動等を通じて、社会生活の様々な場面における障がいへの理解の促進を図ります。

④ 計画相談支援・地域相談支援

○計画相談支援・地域相談支援については、引き続き、相談支援専門員及び地域相談支援事業所の確保を図ります。

○多様な相談ニーズに対応するため、基幹相談支援センターと各相談機関などが連携し、今後も協働した支援体制づくりに努めます。

○障がい者自立支援協議会において、これまでも相談支援体制の構築と連携を進めていますが、本協議会を活用した一層の相談支援体制の充実と強化を図ります。

○今後、一層ニーズが見込まれる、障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後に係る相談を見据え、様々な支援を提供する地域生活支援拠点等の体制を充実させるとともに、地域定着支援事業所の確保を図ります。

[2] 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の見込量

○令和3年度から令和5年度の実績、市内の障害福祉サービス事業者の意向調査などから今後の動向を推計し設定しています。

表 26 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	(実施の有無)	有	有	有
自発的活動支援事業	(実施の有無)	有	有	有
相談支援事業				
①障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
②地域自立支援協議会	(実施の有無)	有	有	有
③市町村相談支援事業機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有
④住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有
⑤基幹相談支援センター	(実施の有無)	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	17	18	19
成年後見制度法人後見支援事業	(実施の有無)	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者設置事業	か所	2	2	2
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	1,100	1,100	1,100
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20
②自立生活支援用具	件/年	40	40	40
③在宅療養等支援用具	件/年	30	30	30
④情報・意思疎通支援用具	件/年	25	25	25
⑤排泄管理支援用具	件/年	3,150	3,150	3,150
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	5	5	5
移動支援事業	人/月	18	19	20
	時間/月	122	129	136
地域活動支援センター				
①基礎的事業	か所	3	3	3
	人/月	45	46	47
②機能強化事業	か所	2	2	2
日中一時支援事業	人/月	160	168	176
	時間/月	1,917	1,955	1,994

事業名	単位	R6	R7	R8
重度障がい者訪問入浴事業	か所	2	2	2
	人／月	13	14	15
	回／月	85	89	93
奉仕員養成研修事業				
①音訳奉仕員登録者数	人	30	31	32
②点訳奉仕員登録者数	人	70	71	72
③手話通訳者登録者数	人	23	23	23
④要約筆記者登録者数	人	7	8	9

(2) 見込量を確保するための方策

- 障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活支援事業の必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 市町村必須事業として、障がいのある人の生活を支える重要なサービスである、相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、コミュニケーション支援事業については、現在の提供体制を基本に、ニーズを踏まえたサービスの提供の確保に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人が必要に応じて制度を円滑に利用できるよう、権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図ります。
- 地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がいのある人の自立と社会参加を支援していくものです。今後も、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズを踏まえ、必要なサービスの充実に努めます。

第3章

児童福祉法に基づくサービス

1 サービスの概要

児童福祉法に基づくサービスは、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」と「障害児入所支援」に区分されます。

障がい児の主なサービス		
障害児通所支援 ・ 児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所支援
補装具		障害福祉サービス ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所
地域生活支援事業 ・ 移動支援 ・ 日中一時支援 ・ 重度障がい者訪問入浴事業 ・ 日常生活用具給付		自立支援医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療
難聴児補聴器購入等助成事業		

[1] 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行うものです。 ※第2期障がい児福祉計画にあった「医療型児童発達支援」は児童発達支援へ一元化されました。
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

(2) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。
対象者	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(3) 放課後等デイサービス

サービス内容	授業の終了後又は休業日に、通所施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うものです。
対象者	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児

(4) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など、集団生活を営む施設に通う障がい児及び乳児院、児童養護施設に入所している障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児

[2] 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

サービス内容	支給決定又は変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、決定後はサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行うもので、一定期間毎にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るものです。
対象者	障害児通所支援を利用するすべての障がい児の保護者

[3] 障害児入所支援

(1) 障害児入所支援（福祉型・医療型）

サービス内容	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。
対象者	入所支援が必要な障がい児

2 第2期計画の進捗状況と課題

○第2期計画のサービスの見込（計画）量と提供（実績）量は、下記の表 27 のとおりです。

表 27 障害児通所支援等の実績

サービス種別			単位	R3	R4	R5
障害児通所支援	児童発達支援	計画量	人/月	191	194	197
			日/月	2,242	2,278	2,314
		実績量	人/月	236	248	263
			日/月	2,650	2,923	2,587
	居宅訪問型児童発達支援 市内に事業所がなく、 利用実績なし。	計画量	人/月	0	0	0
			日/月	0	0	0
		実績量	人/月	0	0	0
			日/月	0	0	0
	医療型児童発達支援 市内に事業所がなく、 利用実績なし。	計画量	人/月	0	0	0
			日/月	0	0	0
		実績量	人/月	0	0	0
			日/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	計画量	人/月	644	735	839
			日/月	9,823	11,218	12,811
		実績量	人/月	637	714	762
			日/月	8,969	10,743	10,612
	保育所等訪問支援	計画量	人/月	48	50	52
			日/月	84	88	92
		実績量	人/月	26	17	21
			日/月	59	37	40
障害児相談支援		計画量	人/年	789	828	869
		実績量	人/年	882	986	1,086
医療的ケア児等に関するコーディネーター		計画量	人/年	1	1	1
		実績量	人/年	0	0	0

※R3・R4：各年度3月実績数、R5：令和5年9月実績数

○障害児通所支援の事業所の増加により、選択肢が増え利便性が向上している一方、適切な療育が求められることから、サービスの質の向上と専門性の維持と確保が課題です。

○支援を必要とする医療的ケア児・者の相談に応じ、必要な機関等につなぐ役割を担う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が必要です。

○医療的ケア児及び重症心身障がい児等が、サービスを利用したい時に利用できるよう、事業所の確保が必要です。

3 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)

成果目標：障がい児福祉計画策定に係る国や道が定める基本指針に基づき、必要な障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1. 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制の構築
2. 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

以上、3項目の2026（令和8）年度の数値目標と本市の目標は次のとおりです。

[1] 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制の構築

表 28-1 （参考）2026（令和8）年度の目標（国及び道）

	国	道
児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進	①令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。 ②令和8年度末までに、地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	①令和8年度末までに、児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターを障がい保健福祉圏域に1か所以上整備する。 ②令和8年度末までに、保育所等訪問支援事業所を障がい保健福祉圏域に1か所以上整備する。

表 28-2 本市の目標

事項	目標
児童発達支援センターの設置	平成25年4月設置済
保育所等訪問支援の体制の構築	現在の体制の充実を図るとともに、事業所の確保に努める。 （令和4年度末事業所数：9か所）

※インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する。教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

[2] 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

表 29-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

国	道
令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、少なくとも 1 か所以上確保する。	令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、障がい保健福祉圏域に 1 か所以上整備する。

表 29-2 本市の目標

事項	数値	備考
児童発達支援事業所	1 か所	令和 4 年度末事業所数
放課後等デイサービス事業所	2 か所	令和 4 年度末事業所数
重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保	現在の体制の充実を図るとともに、事業所の確保に努める。	

[3] 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

表 30-1 (参考)2026 (令和 8) 年度の目標 (国及び道)

	国	道
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	①各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。 ②各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	①障がい保健福祉圏域及び市町村において、医療的ケア児等支援のための協議の場を設置する。 ②市町村において、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児コーディネーターを配置する。

表 30-2 本市の目標

事項	目標
関係機関の協議の場の設置	平成 30 年 11 月設置済
コーディネーターの配置	1 名配置

4 障害児通所支援の見込み(活動指標)

活動指標：成果目標を達成するために設定する 1 月あたりの必要な障害福祉サービス等の見込み

[1] 障害児通所支援・障害児相談支援

○令和3年度から令和5年度の実績と、市内の障害児通所支援事業者等の意向調査に基づき推計し設定しています。

表 31 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量

サービス種別		単位	R6	R7	R8
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	200	205	209
		日/月	2,190	2,238	2,288
	居宅訪問型児童発達支援 事業所の新設予定がないため、「0」とする。	人/月	0	0	0
		日/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	839	940	1,054
		日/月	11,719	13,137	14,726
	保育所等訪問支援	人/月	20	24	28
		日/月	44	51	60
障害児相談支援		人/年	1,068	1,126	1,188
医療的ケア児等に関するコーディネーター		人/年	1	1	1

[2] 見込量を確保するための方策

○障害児通所支援は、質の高い専門的な発達支援を行う機関として、障がい児支援の重要な役割を担う事業であるため、障がい者自立支援協議会等において、事業所への情報提供及び連携を図るとともに、新規事業所への参加の働きかけを行います。

○専門職の配置及び支援の質の維持・向上を図るよう、研修等を通じて事業所に働きかけるほか、必要に応じ北海道と連携し、事業所へ指導を行うなど、サービス提供体制の充実を図ります。

○医療的ケア児支援の関係機関と協議を進め、重症心身障がい児等が利用できるサービス提供体制の充実を図ります。

○障害児相談支援については、セルフプランから障害児相談支援への移行を促進するため、障害児相談支援を担う事業所の充実を図ります。

釧路市障がい福祉計画
釧路市障がい児福祉計画

発行：釧路市 福祉部 障がい福祉課
2024年3月
釧路市黒金町7丁目5番地
電話 (0154) 23-5201(直通)
ファクス (0154) 25-3522(直通)
